

生食監発0912第2号
平成28年9月12日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

デンマークから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「デンマークから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成28年2月2日付け生食監発0202第2号）により取り扱っているところです。

今般、東京検疫所川崎検疫所支所において、A/S Hjalmar Nielsen. Eksport- og Importforretning（施設番号 126）において処理された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。加えて、一部の貨物については、輸入者より、30か月齢超の牛に由来する牛舌であるとの報告がありました。

現在、デンマーク側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設から出荷された貨物について、輸入手続を停止の上、届出があった場合には、検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡するようお願いします。